

申10号

賃金制度等の改正に関する要求申し入れ(その3) 申し入れる!

賃金制度等の改正については、解明申し入れの団体交渉を踏まえ、申7号、申8号として要求申し入れを行い議論してきました。団体交渉では、新たなジョブローテーションの目的を踏まえた新たな基本給調整としてのキャリア加算と乗務員見習の技術指導担当に対する職務手当の増額について要求しましたが、認識の一致を図るには至りませんでした。

特に、申9号では現行の賃金制度を新たな制度へと変更するにあたり、現改比較における明確な根拠があつて然るべきだと繰り返し求めてきました。

しかし、会社は新たなキャリア加算については「小さな業務の変更や異動の回数によって賃金が上がることは相応しくない」、さらに、これまでのいわゆる3職経験及びライフサイクルの深度化における基本給調整については「駅・車掌・運転士の運用が変わることからそれ以上の措置を行う考えはない」と回答しました。また、乗務員見習の技術指導担当に対する職務手当についても「車掌と運転士の差を維持する考えは元々ない」との見解を示しましたが、これらの回答からは、新たなジョブローテーションにおける目的やこれまでの施策の経緯を含めた整合性が示されず、結果論としての見解に終始したと指摘せざるを得ません。

このような回答に対して、職場からは納得感のない否定的な声や意見が多く出されています。とりわけ、これまでの「ライフサイクルの深度化」の趣旨との整合性を図ることはもとより、現行の賃金制度と比べて、生涯賃金のみならず今後の働きがいや新たな挑戦への意欲に悪影響を及ぼすような賃金制度にしてはいけないと考えます。

そのため、本日、要求その3として2項目に限定し申10号を申し入れました。本部は、組合員の想いを受け止め、不退転の決意で団体交渉に臨みます！

1. 新たな基本給の調整については、提案内容のキャリア加算のほかに、運転士から駅等に異動する場合に限り1,500円の加算を追加すること。
2. 「乗務員見習の技術指導を行う者として特に指定された者」に対する職務手当については、6,000円とすること。